

生活保護費負担金 国庫負担割合の引下げ 断固反対!

【憲法第 25 条】 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【生活保護法第 1 条】 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

平成 17 年 10 月
全国市長会

**生活保護制度は憲法 25 条の理念に基づく国の責務！
国が費用負担を行い、責任を果たすことが基本！**

生活保護については、国の責任において、全国どこでも、格差なく統一的な措置が講じられるべきもの。

生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保し、全国一律に公平・平等に実施する必要があること等から、国の関与の強い法定受託事務とされている。

**国庫負担割合の引下げは、単なる地方への負担転嫁であり
断固反対！**

生活保護費負担金は、昨年 8 月に地方六団体が小泉総理に提出した 3 兆 2 千億円の国庫補助負担金改革案に入れなかったもの。

生活保護費負担金の国庫負担割合を引き下げ、税源移譲を行っても、地方の自由度は高まらず、三位一体改革の趣旨が達成されない。

国庫負担 現行 3 / 4 2 / 3 とする場合

地方負担 6,300 億円 8,400 億円 2,100 億円の増！

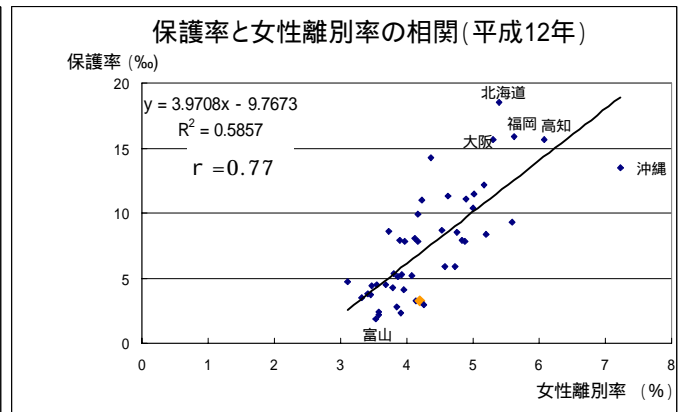
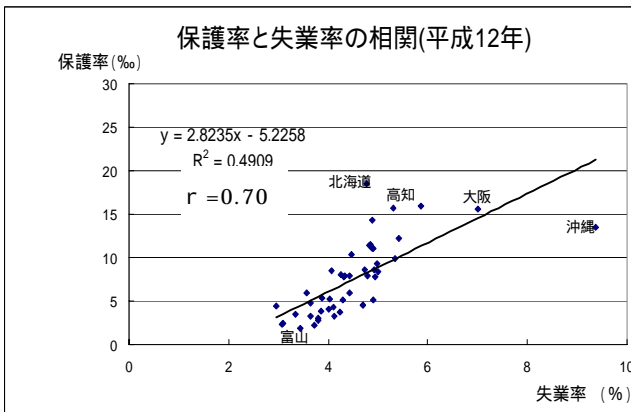
国庫負担 現行 3 / 4 1 / 2 とする場合

地方負担 6,300 億円 12,600 億円 6,300 億円の増！

**保護率の上昇と地域較差は、「社会的・経済的要因」による
ところが極めて大きく、これらにより9割以上が説明可能！**

国と地方の共同作業における科学的な分析の結果、保護率の上昇と地域較差は、失業率の上昇等の「経済的要因」と単身高齢世帯割合や離婚率の上昇等の「社会的要因」等によるもの。

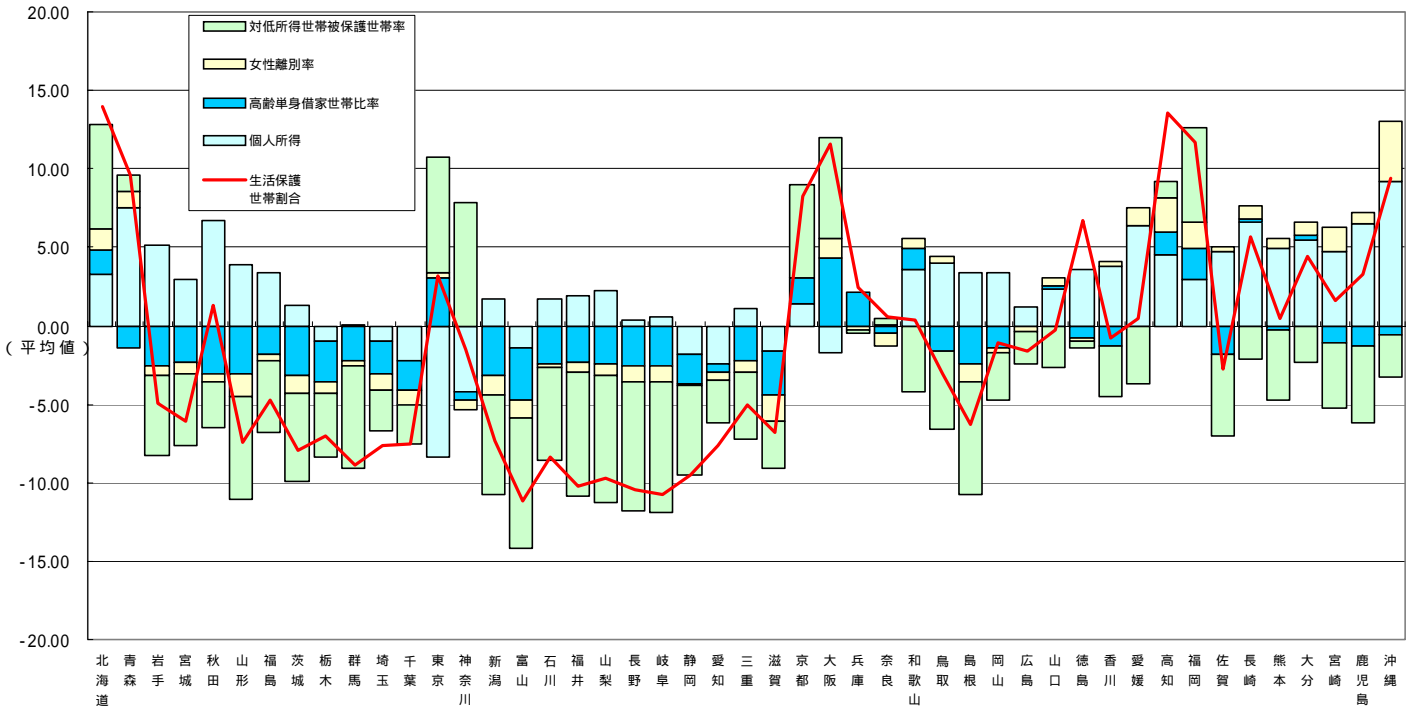
失業率、女性離別率等の4つの指標により9割以上説明できる。



参考) 相関基準 (ピアソンの基準)

0.0 < r < 0.2	ほとんど相関がない	0.4 < r < 0.7	中程度の相関がある
0.2 < r < 0.4	弱い相関がある	0.7 < r < 1.0	強い相関がある

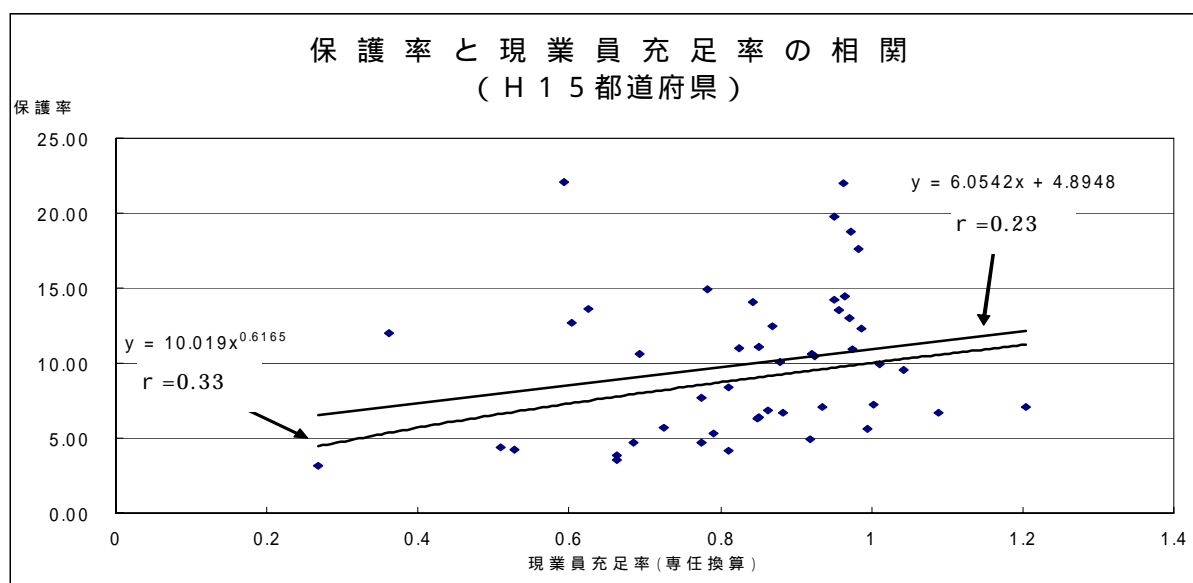
保護率の地域較差は4つの要因で説明可能



**「保護率の地域較差は、地方自治体の実施体制等の問題も一因」
という厚生労働省の主張は根拠がない！**

科学的な分析の結果、保護率と現業員（ケースワーカー）充足率の間に相関関係はない。

保護率に地域較差が生じているのは、実施体制・取り組みの問題ではない。



保護率は、一人事務所を除く。現業員充足率は、専任換算。

被保護世帯の内、高齢者世帯や傷病・障害者世帯が占める割合は全国平均で8割を超えており、就労自立支援が保護率を低下させる効果は極めて限定的！

法改正を含め、生活保護制度の抜本的な見直しが必要！

生活保護制度を適切に運営するためには、社会経済情勢を踏まえた国の総合的な政策が重要であり、国の責任において、給付の適正化に資する種々の方策を推進する必要がある。